

大垣市税条例の一部改正について

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、令和4年4月1日から施行される事項等について、速やかに大垣市税条例を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するもの。

1 主な改正内容

(1) 固定資産税・都市計画税関係

① 土地に係る負担調整措置

【附則第10条、附則第14条第1項】

土地に係る負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、2.5%（現行：5%）とする。

② 省エネ改修を行った既存住宅に係る税額の減額措置の見直し

【附則第8条の3】

1) 対象

	現行	改正案
適用住宅	平成20年1月1日以前から所在する住宅	平成26年4月1日以前から所在する住宅
工事費要件	50万円超	60万円超

2) 期限

令和6年3月31日

③ わがまち特例（下水道除害施設に係る課税標準の特例措置）の見直し

【附則第8条の2】

1) 対象

現行	改正案
・下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設 ・特例割合3/4 (参酌：3/4 2/3～5/6)	・下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設（新たに下水道が整備されたことにより除害施設の設置義務が生じる者が取得するものに限定） ・特例割合4/5 (参酌：4/5 7/10～9/10)

2) 期限

令和6年3月31日

(2) その他

地方税法の改正により、条項の修正等を行うもの。

2 施行期日

令和4年4月1日